※１月１６日（金）は全県事務局員会議のため事務局は不在となります

名古屋北部民商ニュース

発行：2015年 1月12日
No.１２０

名古屋北部民主商工会
〒462-0035　北区大野町3-19
TEL （052)915-8111
FAX （052)915-8114
E-mail　jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

守山区国保交渉を行いました

12月18日(木)午後3時から4時まで、守山区保険年金課長との交渉を行いました。民商からは、安藤会長、島本副会長、事務局2名、年金者組合の臼井さんの5名が参加。はじめに保険年金課長が要望書について回答し、それについて話し合いました。「毎月、きちんと納付を続けている場合は短期保険証の期限を3か月にしてほしい」との要望には「1か月ごとに納付している人ができなくなることがあるので、むずかしい」。民商側から「資格証明書の人が、病気で受診したいと窓口に来た場合は短期保険証を出すべきではないか」というと「名古屋市の方針で、3か月就労不可能などの規定はなくなったが風邪など軽いものでは出すことはできない」との答えでした。安藤会長や臼井さんから「市民の生活や健康を守る気がありますか？」と問いただす場面も。「中小業者は、消費税が8%に増税されて、一層厳しくなっている。中小業者、市民に対し親身になって話を聞いてほしい」と重ねて要望しました。保険年金課長は「皆さんの声を真摯に受け止めて、職員の指導にあたりたい」と述べました。

編み物教室のお知らせ

～優雅に編み物を楽しみませんか？～

日時：1月17日（土）10時～11時30分
場所：民商事務所
参加費：無料
持ち物：かぎ針（民商でも用意しますが、数に限りがあります）、自分の作品を先生に見て頂きたい方質問したい方はご持参下さい。

西支部カラオケ新年会を開催します

日時：1月12日（月）12時～15時
場所：居酒屋　あすか
（西区天塚町4－63）
参加費：500円
※お弁当を用意します

～差し入れ大歓迎～

参加申し込みは、支部役員または民商事務所まで！

紙上「遺言」講座　第２回　　「遺言能力」

法律上、１５歳に達した者は誰でも遺言を書くことができるとされています(民法９６１条）。しかし、遺言をする時においてその能力を有していなければならない、とも書かれています（９６３条）。

ここでいう「能力」とは、自ら判断して意思を表明できる力、という程度の意味で、法律の世界では「意思能力」とも呼ばれます。　よく問題となるのは、認知症を患っている方がこの「意思能力」を有しているか、その方の書いた遺言が有効かどうかということです。　認知症といっても、その進行の程度は様々で、軽度の方であれば意思能力が認められることは十分あります。また、一時期、意思能力が完全に欠けてしまう状況に至ったとしても、その後能力が回復することだってあり得ます。

結局はケースバイケースですので、現在の症状について、お医者さんの意見をよく聞く必要があります。お医者さんが行う「長谷川式」と呼ばれる知能テストの結果は、裁判などでもよく参考にされます。　また、書こうとする遺言の内容によっても、求められる能力の程度は異なります。例えば、「長男に全財産を相続させる」という単純な内容であれば、それほど高い能力は要求されないでしょう。　意思能力が低下し、成年後見人が付いているという方も見えます。こうした方は一切遺言が書けないかというとそうではなく、一時的に能力が回復した時に、二人以上の医師が立ち会うという厳格な要件の下で、遺言を書くことができます（民法９７３条）。

２０１５年1月　　弁護士　鈴木哲郎（名古屋北法律事務所）

民商は、会員のみなさんの会費で運営されています。毎月15日集金
月末100％集金へ、みなさんのご協力をお願いいたします。